

兵庫県開発審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第78条第8項の規定に基づき、兵庫県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第78条第1項に定める事項のほか、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 都市計画法施行条例(平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。)第5条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による指定区域の指定又は変更に関すること。
- (2) 条例第6条第2項において準用する条例第5条第3項又は第9項の規定による集落の認定又は認定の変更に関すること。
- (3) 条例第8条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による特別指定区域の指定又は変更に関すること。
- (4) 特別指定区域における法第3章第1節の規定による許可に関すること。
- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定に関すること。
- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定に関すること。
- (7) 宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第1項又は第2項の規定による造成宅地防災区域の指定又は解除に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、開発行為等の規制又は宅地造成等に伴う災害の防止についての重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第5条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者。次項において同じ。）及び3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて所掌事務について、委員を助ける。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審査会は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において兵庫県開発審査会の委員又は特別委員である者の任期は、兵庫県開発審査会条例の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 3 次の表の左欄に掲げる機関（以下「旧審議会」という。）がした建議その他の行為又は旧審議会に対して行っている諮問その他の行為については、施行日以後においては、同表の右欄に掲げる機関（以下「新審議会等」という。）がした建議その他の行為又は新審議会等に対して行っている諮問その他の行為とみなす。

宅地保全審議会	兵庫県開発審査会
---------	----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。

3 兵庫県開発審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県開発審査会条例（昭和44年兵庫県条例第51号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、兵庫県開発審査会（以下「審査会」という。）の議事及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(定例会及び臨時会)

第2条 審査会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回開催するものとする。ただし、8月及び1月は、この限りでない。

3 臨時会は、会長が必要と認めたときに、これを招集する。

(招集)

第3条 会長は、審査会の5日前までに会議に付すべき議案を添えて開催の日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の非公開)

第4条 会議は、次の各号に該当する場合を除き、非公開とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第50条第3項の規定による審査請求に関する口頭審理を行う場合

(2) 条例第2条第1号から第3号までに掲げる事項を調査審議する場合（情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合及び審査会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合において、審査会を公開しない旨の議決をしたときを除く。）

(特別委員の調査審議事項)

第5条 特別委員は、次の各号に掲げる議事には加わらないものとする。

(1) 法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事

(2) 法第34条第14号に規定する開発許可、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホに規定する建築許可その他の法に基づく許可に係る付議議案（都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第4項に係るものを除く。）に関する議事

(議事録)

第6条 会長は、議事録を調整し、次の事項を記載するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 案件の内容

(4) 議事の要旨

2 議事録には会長及び会長があらかじめ指定した1人の委員が署名押印するものとする。

3 議事録は、非公開とする。ただし、会議を公開したとき及び会長が支障がないと認めるときは、この限りでない。

(書面等による会議の開催)

第6条の2 審査会は、会長がやむを得ない事由により会議を開くことができないと認める場合においては、条例第7条第1項及び第2項の規定によらず、書面又は電磁的方法により会議を開催することができる。この場合における条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

2 会長が必要と認めるときは、委員は、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に出席することができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月14日から施行する。

